新潟県上越市南本町一丁目５番５号**株式会社有沢製作所**の工場財団に新潟県上越市南本町一丁目272番地株式会社有沢製作所本社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年２月 17 日

新潟地方法務局上越支局

新潟県上越市南本町一丁目５番５号**株式会社有沢製作所**の工場財団に新潟県上越市大字中田原１番地中田原工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年２月 17 日

新潟地方法務局上越支局

有権者申出方

元当局所属公証人前田順司の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 26 年２月 17 日　　大阪法務局

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成26年３月20日までに関東財務局金融監督第４課（電話048―600―1288）あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20423006169②有限会社デューティ③親松　伸雄④埼玉県熊谷市大字太井1374―４

①20426008401②高野　和也③高野　和也④神奈川県平塚市四之宮１丁目２―13―３

①20825011939②有限会社タイシプランニング③仙頭　淳二④東京都日野市豊田２―45―１ラングタワー豊田１階

①20823004954②ラングローブ株式会社③新坂　俊美④埼玉県川口市東川口５―４―３

①20823004422②有限会社Ｂ・エボルション③車　正雲④埼玉県草加市神明１―５―17

①21434000484②竹下　　茂③竹下　　茂④山梨県笛吹市石和町市部1021

①21426010205②ＡＲコンサルティング株式会社③長谷川　良④神奈川県小田原市栄町２丁目７―37ＫＴプラザ４Ｆ

①21530001963②鈴木　純一③鈴木　純一④新潟県新潟市西区小新1831―１

①20322000928②株式会社花菱③田島　光夫④群馬県太田市飯塚町801―９

①21626003929②株式会社オートラブ③綿引　逸生④神奈川県小田原市下大井450―１

①21620002305②中川　淳一③中川　淳一④茨城県土浦市神立町643―59

①22425000218②株式会社たびプラザ③伊藤　繁美④東京都大田区西糀谷４丁目29番３号

①22425000374②株式会社エレベーション・パートナーズ③渡邉　洋④東京都渋谷区渋谷１―12―12宮益坂東豊エステート９Ｆ

①23925013681②株式会社ガンプ③山本　　剛④東京都港区高輪４丁目23―６

①26625001815②ライフスター株式会社③藤原　一彦④東京都北区東田端１―14―６

①26625001924②株式会社セイワ・コーポレーション③梅澤　英二④東京都目黒区東が丘２―11―20駒沢テラス３階

①039046000316②青空不動産株式会社③長戸　崇④東京都港区六本木３―14―12

①039046000293②株式会社トリニティ③伊藤　友靖④東京都港区東麻布３―８―10

平成 26 年２月 17 日

関東財務局長　坂本　正喜

行政手続法第15条第３項の規定による公告

経済産業省公告第 17 号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消しに関する聴聞の通知を送達することができないので、鉱業法第56条第３項の規定により読み替えて適用する行政手続法第15条第３項の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の町役場又は市役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

⑴　登録番号　愛媛県採掘権登録第227号　鉱業権者　愛媛県上浮穴郡久万高原町　百済木曽次

⑵　登録番号　愛媛県採掘権登録第264号　鉱業権者　愛媛県宇和島市吉田町大字本町６番地　伊能　義道

記

１　聴聞会開催日時　平成26年３月11日　13：30

２　聴聞会開催場所　高松サンポート合同庁舎６階　四国経済産業局607会議室

３　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地　四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課　香川県高松市サンポート３番33号

４　聴聞の通知に係る書面は上記３において⑴及び⑵までの鉱業権者に対していつでも交付する。

平成 26 年２月 17 日　　四国経済産業局長

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年２月 17 日

東北地方整備局長　小池　　剛

１　処分をした年月日　平成26年２月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社タカヤ　望月　郁夫　岩手県盛岡市本宮５－５－５　国土交通大臣許可（特―24）第2354号、樋下建設株式会社　樋下　　光　岩手県盛岡市菜園１－６－３　国土交通大臣許可（特―21）第20821号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

岩手県内における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成26年２月18日から平成26年３月４日までの15日間

４　処分の原因となった事実　株式会社タカヤ及び樋下建設株式会社は、他の事業者と共同して遅くとも平成13年４月１日以降、岩手県が条件付一般競争入札等の方法により発注する建築一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成22年３月23日に審決を受けた。両社は、これを不服として審決取り消しを求める請求を東京高等裁判所へ提訴したが、株式会社タカヤは平成23年11月11日に、樋下建設株式会社は平成24年12月20日に棄却され、最高裁判所へ上告していたが、平成25年７月５日に棄却され、審決が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第１９号

浜松市中区中沢町81番18号

申立人　遠州信用金庫

本籍浜松市北区細江町気賀10766番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所浜松市北区、死亡年月日平成25年５月18日、出生の場所静岡県引佐郡細江町、出生年月日昭和30年８月６日、職業会社役員

被相続人　亡　金子　雅俊

事務所浜松市中区板屋町522番地　ＭＹビル４階　佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木右子

静岡家庭裁判所浜松支部